

「建設工事関連業務委託」 契約手続等 確認表

- 1 さくら市建設工事関連業務委託契約書(R6.4.1 改正):2部(受付印)
 - 20万円未満は省略することができるが、軽微な契約を除き、請書又は見積書等を徴する(さくら市財務規則第73条)。
 - (1) 委託業務名 ○○○業務委託
 - (2) 委託箇所 さくら市○○(地)内 ⇐ (1)(2)は、入札書(見積書)と同じ
 - (3) 当事者の表示 前文の部分 ⇒受託者:法人の名称(フルネーム);発注者:さくら市
記名押印の部分⇒受託者:法人の名称(フルネーム)、代表者職氏名
;発注者:さくら市長 ○○ ○○
※ (株)は株式会社と記入すること。
 - (4) 公印の押印 袋とじの場合:最初と最後の頁の糊付け部分に押印
袋とじでない場合:各頁の綴じ目に押印
収入印紙の消印
 - (5) 訂正について 重要な事項の契約金額や契約当事者の表示部分、契約日付、訂正文字の再度訂正は、
契約書を作成し直すこと
 - (6) 収入印紙の確認 租税法特例措置、印紙税の手引き等を参照のこと
 - (7) 条項削除の確認 契約金額等にもよるので適宜確認すること
 - (8) 各種割合の確認 遅延利息、延滞金等の確認
 - (9) 契約書の提出 落札通知を受けた日から7日以内(初日不算入、市の休日を除く)に提出すること
※ 7日以内に提出しないときは、当該落札は効力を失う。
- 2 契約保証金 当分の間「契約保証金 免除 円」と記載すること。
- 3 課税事業者届出書・免税事業者届出書(1部:受付印)
 - (1) 課税、免税事業者の区分により契約書の業務委託料記入欄の記載が異なる。
 - (2) 課税期間:法人は事業年度、個人は暦年を記載すること。
- 4 業務主任技術者及び照査技術者選任通知書(1部:受付印)
 - (1) 資格名を記載すること(例:技術士(上下水道部門))。
 - (2) 資格免許、登録証等の有資格者であることを証するものを提示すること(レ印でチェックすること)。
 - (3) 照査技術者は業務主任技術者を兼ねることができない。
- 5 関連建設業者報告書⇒設計業務(1部:受付印)
さくら市建設工事等関連業務委託事務処理要領第15条
- 6 委託業務工程表
 - (1) 契約締結後5日以内(初日不算入、市の休日を含む)に設計図書に基づいて作成のうえ提出すること。
 - (2) 設計数量を記載すること(数量の明確な箇所については一式計上しないこと)。
 - (3) 変更契約がある場合は、変更の委託業務工程表(赤黒表示:変更前⇒赤;変更後⇒黒)を作成して提出すること。
- 7 業務着手届(1部:受付印) 委託契約締結日から7日以内(初日不算入、市の休日を含む)に着手すること。

8 業務カルテ(1部:受付印)

業務委託料 100 万円以上は、(一財)日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成して監督員の署名・捺印を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内(初日不算入、市の休日を除く)に登録すること。変更・完了時も同様とする。

9 計画書について(1部:受付印)

- (1) (測量業務)作業計画書、(地質・土質調査業務)調査計画書、(設計業務)業務計画書の内容を審査し、契約締結後 7 日以内(初日不算入、市の休日を含む)に提出すること。
- (2) 内容に変更が生じた場合は、変更に関する事項について、変更計画書を提出すること。

10 前払金(保証証書・請求書)

(1) 対象業務委託料

地質・土質調査業務、設計業務	⇒	300 万円以上
測量業務	⇒	200 万円以上

(2) 金額

100 分の 30 以内の額とする。

11 さくら市業務委託変更契約書:2部(受付印)

- (1) 履行期間の変更 ⇒ 25 条による
- (2) 業務委託料の変更 ⇒ 26 条による
- (3) 記載方法

履行期間 変更なしの場合は、「平成一年一月一日」

契約保証金 「契約保証金 ー円」

- (4) 収入印紙 ※増額変更以外 ⇒ 200 円

12 業務(一部)完了報告書:1部(受付印)

- (1) 契約履行期間内に提出すること。

履行期間を過ぎると契約書第 42 条の「履行遅滞」となり「損害金」が発生する。

- (2) 完了報告を受けた日から 10 日以内(初日算入、市の休日を含む)に検査を行い、検査結果を通知する。

13 業務目的物引渡し通知書:1部(受付印)

原則として、日付は、検査合格日と同日とすること。

14 請求書:1部

請求を受けた日から 30 日以内(初日算入、市の休日を含む)に支払う(支払遅延防止法第 6 条)。

15 その他

その他の詳細については、「さくら市例規」、「栃木県建設工事関係事務要覧」、「工事経理事務処理要領(土木部監理課)」、「工事契約実務要覧(国土交通省(建設)編)」等を参照すること。

16 日数の計算について

- (1) 別に定める場合を除き、民法が適用されるため、民法第 140 条の規定により、初日不算入で日数を計算する。
- (2) 下記の項目については、法令等で別に定めがあるため、日数計算が異なる。
 - ① 契約書の提出期限:初日不算入、市の休日を除く
さくら市建設工事等執行規則により「市の休日を除く。」ことを規定しているため、日数計算は、民法により初日不算入であり、市の休日を除いた日数となる。

(例) 1日(月)に落札通知を受けた場合の期限日

日	月	火	水	木	金	土
	1 (落札通知日)	2 (1日目)	3 (2日目)	4 (3日目)	5 (4日目)	6 (除く)
7 (除く)	8 (5日目)	9 (6日目)	10 (7日目:期限日)	11	12	13

② TECRISの登録期限:初日不算入、市の休日を除く

栃木県業務委託共通仕様書により、「休日等を除く。」ことを規定しているため、日数計算は、民法により初日不算入であり、市の休日を除いた日数となる。

③ 工事完成検査の期限:初日算入

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条に規定があり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針により、初日算入であることが規定されている。

④ 請負代金の支払期限:初日算入

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に規定があり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針により、初日算入であることが規定されている。